

2012年8月7日
SMBC日興証券株式会社

調査委員会の調査報告書の公表と当社の対応について

先般、当社元執行役員が、金融商品取引法違反(内部者取引規制違反)で横浜地方裁判所に起訴されましたことにつきましては、重く受け止めており、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、本年6月25日の取締役会において設置された調査委員会(委員長:有田知徳、元福岡高等検察庁検事長・弁護士)の調査報告書を今般受領いたしました。

当社は、かかる事態を真摯に受け止め、調査報告書をふまえた改善策を本日策定いたしました。今後、改善策の着実な履行を通じて、より一層の内部管理態勢の強化を図り、お客様をはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて努めてまいります所存です。

添付資料

- ・ 調査委員会報告書(要旨)
- ・ 当社の対応について

以 上

平成 24 年 8 月 7 日

SMB C 日興証券株式会社 御中

報 告 書 (要旨)

調査委員会

委員長 有田 知徳
委 員 須藤 修
委 員 安藤 道倫

目次

I. 調査の概要.....	1
1. 事実関係.....	1
2. 調査委員会設置の経緯・目的.....	2
3. 調査委員会の構成.....	2
II. 調査の方法・範囲.....	3
1. 調査の方法.....	3
2. 調査の範囲.....	4
III. 調査によって判明した事実.....	4
1. 本件情報漏洩についての事実関係.....	4
2. 対象者について.....	8
3. 法人関係情報の管理態勢.....	9
4. 対象者を含む役員の行動監視態勢.....	9
5. インサイダー取引その他これに類似する法規制に関する教育・研修制度.....	10
6. 組織的関与および本件類似事案（対象者以外による情報漏洩）の有無.....	11
IV. 本件情報漏洩発生の原因分析.....	11
1. 原因分析の視点.....	11
2. 本件情報漏洩が発生した原因の検討.....	13
V. 再発防止策.....	16
1. S M B C出向者に対する研修の強化.....	16
2. 役員に対する行動監視の強化.....	16
3. 人事情報の共有.....	17
4. 法人関係情報管理態勢の維持・向上.....	17

I. 調査の概要

1. 事実関係

- (1) SMBC日興証券株式会社（以下「日興」という。）の元執行役員（以下「対象者」という。）は、平成24年6月25日、横浜地方検察庁により、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の被疑事実で逮捕され、同年7月15日、横浜地方裁判所に起訴された。

また、対象者は、同日、横浜地方検察庁により、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の被疑事実で再逮捕され、同年8月5日、横浜地方裁判所に起訴された。

上記両起訴に係る公訴事実の内容は、報道発表等によれば、以下のとおりである。

- ① 対象者は、東京証券取引所に上場していた甲社の株式の公開買付けの実施に関する事実を知り、金融会社社長（以下「漏洩先」という。）と共謀のうえ、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成23年2月22日および23日、日興以外の証券会社を介し、東京証券取引所において、第三者名義で、甲社の株式合計20株を代金合計240万1,000円で買い付けた。
- ② 対象者は、東京証券取引所に上場していた乙社の株式の公開買付けの実施に関する事実を知り、漏洩先と共謀のうえ、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年3月29日から9月2日までの間、日興以外の証券会社を介し、東京証券取引所において、第三者名義で、乙社の株式合計247株を代金合計1,860万9,500円で買い付けた。
- ③ 対象者は、東京証券取引所に上場していた丙社の株式の公開買付けの実施に関する事実を知り、漏洩先と共謀のうえ、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年6月1日から7月29日までの間、日興以外の証券会社を介し、東京証券取引所において、第三者名義で、丙社の株式合計6万6,900株を代金合計4,325万6,900円で買い付けた。（以下、上記3銘柄を合わせて「本件株式」、本件

株式に関する公開買付けの実施に関する事実を「本件情報」、本件情報を対象者が漏洩先に伝達した事実を「本件情報漏洩」という。）

- (2) なお、対象者は、株式会社三井住友銀行（以下「SMB C」という。）から日興に出向していたが、平成 24 年 5 月 22 日付で出向を解かれ、SMB C 在職中の内規違反（顧客情報の漏洩）を理由に、同年 5 月 23 日付で懲戒解雇された。

2. 調査委員会設置の経緯・目的

日興は、平成 23 年 9 月 28 日に本件情報漏洩に関して証券取引等監視委員会による調査を受けて以降、関係当局の調査等に協力する一方、当該調査等に影響を及ぼさないよう独自の社内調査を自粛していたが、関係当局に報告のうえ、平成 24 年 6 月 1 日から、内部管理統括責任者である安藤道倫の指揮のもと、関係当局の調査等の障害にならない範囲で社内調査を開始した。なお、当該社内調査には、後に調査委員会および調査委員会の補助者を構成する、日興、SMB C、対象者ないし漏洩先と利害関係を有しない 4 名の外部弁護士が加わった。

その後、対象者が逮捕されたことを受け、平成 24 年 6 月 25 日、日興の取締役会において、本件事案に関する事実関係の調査、原因分析および改善策の提言等を行うことを目的とする調査委員会を設置することが決議され、同日、調査委員会（以下「本委員会」という。）が設置された（日興ニュースリリース、同年 6 月 25 日「元執行役員の逮捕と調査委員会の設置について」）。

以上の次第であるから、本報告書は、対象者につき、前記 1 - (1) のとおり逮捕・起訴されたという事実を前提として、日興が講ずべき対策を可及的速やかに策定のうえ、今後の情報管理に万遺漏なきを期すことを目的とするものであり、当該起訴にかかる事実の有無の確定に触れるものではない。

3. 調査委員会の構成

本委員会の構成は以下のとおりである。

委員長 有田 知徳（弁護士・元福岡高等検察庁検事長）

委員 須藤 修（弁護士）

委員 安藤 道倫（日興取締役・内部管理統括責任者）

なお、本委員会は、2名の外部弁護士（政木道夫、佐賀寛厚）を補助者として任命するとともに、6名の専従社員を含む12名の役員および社員（以下「役職員」という。）によって構成される事務局を下部組織として設置し、本委員会の調査の補助をさせた。

II. 調査の方法・範囲

1. 調査の方法

本委員会は、対象者が日興に出向した平成21年10月1日以降、証券取引等監視委員会の調査を受け、対象者が日興の業務に事実上携わらなくなった平成23年9月30日までの間の対象者および本件情報漏洩に関する記録、日興の関係規程等の内部資料を検証分析した。

また、平成21年10月1日以降、対象者が逮捕された平成24年6月25日までの間に、日興に在籍したことのある役職員のうち、アンケートを実施した平成24年7月5日時点で株式会社三井住友フィナンシャルグループ傘下の日興およびSMB Cを含むグループ各社に在籍している8,794名¹に対して、本件情報漏洩に関する情報伝達経路および手段等、並びに、他の役職員による本件情報漏洩と類似する事案（以下「本件類似事案」という。）の有無等を把握することを目的として、アンケート（以下「本件アンケート」という。）を実施するとともに、本委員会直通の通報窓口および日興社内に専用の通報窓口を設置し、本件情報漏洩および本件類似事案に関する情報提供を求めた²。なお、本件アンケートの実施にあたっては、本委員会より、役職員に対して、事実に基づき当事者意識を持って真摯に回答するよう要請するとともに、「自己の行為につき自主的に申告されたものに対しては相応の処分減免を行うが、遺憾ながら虚偽の申告が発覚した事案については厳罰を以て臨む」旨の日興の方針を明示した。また、本

¹ ただし、4名の役員に対しては、本委員会において、アンケート内容を直接ヒアリングにより聴取したことから、これに加えて社内アンケートは実施していない。

² 日興社内の通報窓口については、別途、平成24年5月1日に設置されていた社内通報窓口を継続利用する方法により設置した。

委員会直通の通報窓口については、通報した者が特定される情報は弁護士の委員および補助者弁護士限りとし、それ以外の者には一切開示しない運用とすること、および、通報をしたことに対して一切の不利益な取扱いはされないことを明示した。

さらに、日興の経営陣および対象者と業務上の関係のあった役職員等、延べ 80 名に対してヒアリングを行うとともに、SMB Cの関連部署に対してヒアリングおよび照会を行った。

なお、本委員会は、本件事案の事実関係の調査を目的の一つとしているが、対象者が本件事案に関与するに至った経緯・背景、漏洩先との共謀等については、捜査機関が捜査中であったことから、調査の対象とはしていない。

2. 調査の範囲

- (1) 本件情報漏洩についての事実関係の調査
- (2) 本件類似事案の有無の調査
- (3) 本件情報管理に係る諸制度およびその運用実態の調査

III. 調査によって判明した事実

1. 本件情報漏洩についての事実関係

- (1) 本件情報に関する対象者の情報取得経路について

本件情報については、対象者がメンバーとなっていた投資銀行本部内における定例会議において報告がなされており、対象者は、当該会議および会議用資料から社内規程等に照らし問題のない手段で本件情報を取得することが可能な状態であった。なお、対象者は、同本部内の会議用資料の電子ファイルにアクセスする権限を付与されていなかった。

- (2) 本件情報漏洩の経路および手段等について

ア. 対象者の日興に対する供述

対象者が、SMB Cにおいて平成 24 年 5 月 23 日付で懲戒解雇される以前、日興の役職員が対象者に対して複数回にわたってヒアリングを行った。対象者は、当該ヒアリングにおいて、「情報を漏洩先に伝えていない。」として、本件情報漏洩について全面的に否認していた。そのため、当該ヒアリングによっては、本件情報漏洩の経路および手段等については一切判明しなかった。

なお、平成 23 年 9 月 28 日の証券取引等監視委員会の調査以降、SMB Cにおいても対象者に対してヒアリングを行ったが、対象者は、インサイダー取引への関与を否認していた。

イ. 本件アンケート等による調査結果

(ア) 本件アンケート

上記Ⅱ－１のとおり、本委員会は、日興の全役職員合計 8,794 名に対して本件アンケートを実施し、休職中の社員 39 名を除く役職員合計 8,755 名から回答を取得した。

また、上記役職員のうち、平成 21 年 10 月 1 日以降平成 24 年 6 月 25 日までの間に内部者取引管理規程上の「法人関係役社員」（主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門の役職員および当該部門以外で業務上、法人関係情報を取り扱う役職員）であった役職員合計 1,828 名に対して、本件情報漏洩の経路および手段等に関する情報提供を求めた。

その結果、1,825 名（回答率 99.8%）から回答を得たが、本件情報漏洩の経路および手段等に関する情報はなかった。なお、4 名³から、対象者が法令諸規則・社内規程に違反して情報を外部に流出させているのを見たり聞いたりしたことがあるとの回答がなされたが、本委員会による個別のヒアリングの結果、本件情報漏洩の経路および手段等の把握に寄与するものではなかった。

(イ) 通報窓口

上記Ⅱ－１のとおり、本委員会において、本委員会直通の通報窓口および社内の通報窓口を設置し、本件情報漏洩に関する情報提供を求めた。

³ 4名のうち1名については、法人関係役社員ではないが任意で回答されたものである。

その結果、社内の通報窓口に 1 件の通報があったが、本委員会において通報内容をヒアリングしたところ、本件情報漏洩の経路および手段等の把握に寄与するものではなかった。

ウ. 対象者が使用していた社内の情報伝達ツールに関する調査結果

対象者が日興の社内で使用していた情報伝達ツールを調査した結果は、次のとおりである。

(ア) 対象者の社内外送受信メールについて

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間の対象者の社内外送受信メール⁴（調査件数 15,216 件）を調査したが、法人関係情報および法人関係情報を推知させるような情報を社内の案件関係者以外に漏洩したメールはなかった。

(イ) 対象者の使用していた電話について

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に対象者が使用していた投資銀行本部設置の固定電話（以下「固定電話」という。）および日興から貸与された携帯電話（以下「会社貸与携帯電話」という。）の受発信記録（調査件数 5,300 件）並びに日興から貸与されたブラックベリーの受発信記録（0 件）を調査した。そうしたところ、漏洩先関連会社に対する固定電話からの発信記録が 1 件、同社から固定電話への着信記録が 1 件、会社貸与携帯電話から漏洩先への発信記録が 10 件（うち 3 件はショートメール）存在したことが判明した。

エ. 対象者の行動に係る証跡の調査結果

(ア) 対象者の外訪状況

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間の対象者の

⁴過去の社内外送受信メールについては、平成 22 年 12 月 1 日以降保存しているため、平成 22 年 11 月 30 日までは、社外送信メールのみを調査した。

スケジュール表および対象者が使用していた社用車使用日報⁵（社用車の運転手が記載）を確認した結果、スケジュール表に漏洩先関連会社の社名が記載されている日が62日、社用車使用日報に漏洩先の自宅および漏洩先関連会社の所在地が行き先として記載されている日が3日あることが判明した。

なお、漏洩先関連会社については、その会社規模に鑑みると、日興投資銀行部が顧客とする会社とは考えにくい。

その他の訪問先について、通常会社名で記載するところを個人名で記載しているものがあり、そのうち1名の訪問回数が48回あるなど、日興の業務と関係が明確でない人物と頻繁に接触していることが認められた。

（イ）対象者の接待・贈答状況

平成21年10月1日から平成23年9月30日の間の対象者のスケジュール表、接待供与申請書・物品供与申請書および交際費・経費使用申請状況を確認した結果、宴席が133回、ゴルフが19回、物品の贈答が20件あったことが判明したが、漏洩先および漏洩先関連会社に対して行ったものはなかった。

（ウ）対象者の使用していたパソコンの印刷履歴について

平成21年10月1日から平成23年9月30日までの間の対象者が使用していたパソコンにおける印刷履歴（調査件数2,430件）を調査した結果、ヤフー・ファイナンス (<http://finance.yahoo.co.jp/>) から79銘柄の株価情報、会社概要および決算情報を印刷していたこと、および、その中には、本件株式の株価情報が含まれていたことが判明した。

ただし、当該印刷物および上記株式に関する情報について、対象者がメール送信をしていないことは確認できたものの、ファックス送信を含むその他の方法については、記録が残っていないことから調査できなかった。

（エ）日興の役職員に対するヒアリング

⁵ 社用車日報は、平成22年4月1日以降のみ記録あり。

平成23年9月の証券取引等監視委員会の調査において調査の参考人としてヒアリングを受けた、または資料の提出を求められた49名（このうち、対象者が担当役員を務めていた投資銀行本部の役職員は25名、事業法人本部（旧・法人金融本部）の役職員は8名）、および当該49名以外で事業法人本部下の部長の経験のある12名に対してヒアリングを行った。また、日興の経営陣等の関係者19名に対してもヒアリングを行った。

その結果、投資銀行本部および事業法人本部内においては、対象者に対する法人関係情報の伝達は、全て業務上の会議の席上やメール等での報告によるものであることが確認された。また、対象者の不審な行動については感じたことはない、分からないという回答が大半であり、それ以外の回答については直接調査をしたが、対象者の漏洩の経路および手段等に関する情報はなかった。

2. 対象者について

(1) 対象者の日興における業務内容

対象者は、日興に派遣された後、SMBCと日興との調整役を果たすため、個別の案件を担当することなく、投資銀行本部のビジネス全般を担当することとなった。

本委員会が実施した日興の役職員に対するヒアリングにおいて、対象者が関与した日興とSMBCとの協働案件については、対象者は、SMBCとの調整を十分に行っていた旨の意見が多かった。また、対象者は、銀証連携推進の役割の中で、投資銀行本部の人員不足の際に、対象者がSMBCと交渉して有能な人材25名程を出向させる等、個別案件の調整以外にもSMBCとの調整を行っていた。

(2) 対象者の日興出向後に発覚したSMBC勤務時代のトラブルと発覚経緯

対象者が日興に出向してから、証券取引等監視委員会による調査までに、SMBCに対して対象者のSMBC勤務時代の2顧客から苦情の申出があった。そこで、SMBCは、対象者からの事情聴取や貸金稟議書の確認などの内部調査を実施したが、対象者が何らかの不正を働いたと認めるに足る証拠は見出せなかった。

3. 法人関係情報の管理態勢

日興では、インサイダー取引の未然防止態勢の充実強化を図るための統括部署を売買管理部としている。売買管理部では、法人関係情報に係る管理態勢の整備・強化を推進するとともに、役職員の取引管理および顧客不公正取引を防止するための管理態勢整備を行っている。

報道発表等によると、本件情報漏洩のうち最初に漏洩したのは、平成22年12月の甲社株式に係る情報である。当時の法人関係情報の管理態勢については、社内規程として内部者取引管理規程を定め、法人関係情報の定義、報告、情報の管理方法、伝達の制限、禁止行為および売買管理等を規定し、本規程をイントラネットに掲載するとともに研修等を通じて全役員に周知すること等を行い、法人関係情報を利用した不公正取引および内部者取引の未然防止を図っていた。

また、平成23年1月以降について、売買管理部等によるモニタリング・管理の強化、各部署における自店監査項目の追加、法人関係情報管理強化を目的とした会議体の設置、および罰則の明文化等の改善策を実施、または実施予定である。

4. 対象者を含む役員の行動監視態勢

(1) 秘書によるスケジュール管理

日興では全役員に秘書がついており、各役員のアPOINTは原則として担当秘書を通じて調整され、担当秘書が各役員のスケジュールを管理している。しかし、対象者は、対象者自身の強い希望により、原則として担当秘書を通さず自身でアPOINTを取るとともにスケジュールを管理していた。対象者のスケジュールはアPOINT時間の直前に決定することが多く、アPOINT内容の詳細をパソコン上のスケジューラーに入力しないこともあったため、担当秘書は、対象者のスケジュールを事前に把握することができなかった。担当秘書は、対象者に何度か改善を要請したが、対象者の職務が特殊であったことやSMB Cからの出向者であったことから、強い要請まではできず、改善されることはなかった。

(2) その他の事項の管理

ア. 情報セキュリティ管理の統括部署である事務統括部が、対象者を含

む全役職員の社外送信メールを対象として、予め設定したキーワードにより抽出されたメールの内容および送信先等を、情報漏洩防止の観点からモニタリングをしている。

- イ. 監査役室およびコンプライアンス部門が、対象者を含む役員の交際費の使用状況について、社内規程に則った運用の有無を、モニタリングしている。
- ウ. 平成 23 年 5 月以降、コンプライアンス統括部が、対象者を含む S M B C からの出向者による S M B C への送信メールについて、ファイアーウォール規制遵守の観点からモニタリングしている。
- エ. 監査部では、法人関係情報の管理状況等を検証しているが、対象者を含む役員は監査対象外であり、検証していない。

5. インサイダー取引その他これに類似する法規制に関する教育・研修制度

(1) 日興における教育・研修制度

日興では、役職員に対して、法人関係情報の適切な管理やインサイダー取引の未然防止等をテーマとした研修を継続的に実施することで、市場仲介者としての社会的責任を自覚させ、法令諸規則および社内規程の周知徹底を図っている。

特に、執行役員を含む全役員に対しては、経営企画部、コンプライアンス統括部、売買管理部や商品・法人コンプライアンス部が、日興のコンプライアンス態勢、監督指針、検査マニュアル、インサイダー取引規制、弊害防止措置、個人情報保護法等を内容とした研修を実施している。対象者も受講した平成 21 年度、平成 22 年度の全役職員向けの C L S 研修（eラーニング）では、インサイダー取引規制違反は、刑事罰（懲役、罰金、財産の没収）、課徴金、社会制裁を受けること、勧告、告発の年度別の実数、証券取引等監視委員会や証券取引所は徹底した調査を行っていること、インサイダー取引は容易に発覚し犯人を立証しやすい犯罪であり、露見しないだろうという甘い考えは通用しないこと等を認識させる内容となっていた。他の研修資料も同様に過去の摘発事例などを説明する内容を盛り込んでいた。

(2) SMBCにおける教育・研修制度

SMBCにおいても、定例的にインサイダー取引の防止に関する研修を行っている。対象者が日興に出向する直前の研修実施状況は、次のとおりである。

平成21年7月から同年8月にかけて、「インサイダー取引防止」をテーマとした定例のコンプライアンス勉強会を全営業店において実施した。当時、対象者は法人営業部長であり、同年8月28日に同勉強会に参加していた。当該研修の内容は、証券取引等監視委員会の勧告事案などの具体的な事例を踏まえ、インサイダー取引は犯罪であることおよび必ず発覚する性質の犯罪であることを教育するとともに、重要情報・法人関係情報管理の趣旨や情報管理ルール等を解説するものであり、当該研修後には合格基準を設けた理解度テストを実施した上、「インサイダー取引防止に関する誓約書」を徴求した。また、法人部門では、コンプライアンス・オフィサーを対象とする臨店勉強会を実施しており、対象者の法人営業部でも上記勉強会の直前の同月25日に実施した。当該勉強会はコンプライアンス・オフィサーが対象ながら、同オフィサーが各部店で勉強会の内容を還元した。

6. 組織的関与および本件類似事案（対象者以外による情報漏洩）の有無

本委員会では、日興による組織的な関与の有無、他の役職員による本件類似事案の有無を調査するため、①本件アンケート、②平成21年10月以降に日興で取り扱った公開買付け案件の対象である45銘柄および公募増資案件の対象である18銘柄について電子メール(銘柄名等による検索で抽出されたメール441,417件および関係者の社外宛メール227,019件)での情報漏洩の有無の確認、および、③通報窓口による情報提供の募集、をそれぞれ実施した。これらの調査では、日興による組織的な関与を示す事実や、他の役職員の本件類似事案に該当する事実は確認されなかった。

IV. 本件情報漏洩発生の原因分析

1. 原因分析の視点

本件は、対象者が職務上知り得た法人関係情報につき、会社内でチェックの対象となっている情報伝達ツールを用いずに、当該情報を相手方に伝達し、その相手方がインサイダー取引規制に抵触したものである。したがって、本件は対象者の規範意識に大きく依存していることから、証券業務に携わる者としての倫理的ないし法的な規範意識を確固たるものとして形成し、これを維持するための日興における教育・研修制度（Ⅲ－５）が十分であったか否かを検討する（２－（１））。

次に、本件事案については、日興が、親会社であるSMB Cの傘下におかれ、銀証連携というSMB C主導の経営戦略のもとに、買収当初の日興においてはホールセール部門が不十分な陣容ながらも拡充しつつ、銀行・証券間の効率的な業務の連携と融合を実現するための良好な関係を構築すべく模索が続いた、いわば草創期という特殊な状況に置かれていたことも、その発生の一因をなしている可能性がある。すなわち、対象者は、かかる時期にSMB Cから日興に出向し、SMB Cと日興との間を繋ぐ調整役として、ある意味で縦横無尽の活動を期待されていたことから、対象者の職務内容は、銀証連携を推進する役割を果たすうえで多種多様な調整機能を担っていた。そのため、対象者については、外形上その職務内容を一義的に把握することが困難であった。しかも、日興内部には、対象者について、日興を監視する役割を担ってSMB Cから派遣されたとの見方もあった。こうしたことから、対象者に対しては、インサイダー取引規制違反を抑止するうえでの重要な環境要因であるマーケットの担い手としての矜持を十分に理解させ、体得させることができなかつた可能性がある。そのため、対象者は、証券業務に携わる者としての規範意識を自ら育むことなく、大胆な行動に及んでしまったことも十分考えられる。そこで、上記のような経営状況、更には対象者の職務上の地位の特殊性が本件に及ぼした影響について検討する。

さらに、経営幹部は、その職責上、広汎な裁量権を有するため、その裁量権が適正に行使されているか否かは外形的に判然とし難い。そのため、こうした広汎な裁量権をもつ経営幹部の行動については、一定範囲の者に対してはガラス張りの中に置くことによって不正を防止することが考えられる（例えば、ブランダイス米最高裁判事の引用に係る「太陽の光は最善の消毒薬であると言われている」との言。）。そこで、本件においては、経営幹部の職務時間内の行動はもとより、外形上職務に関連すると周囲から見られる行動について、透明性を確保する行動監視態勢が整備されていたかを検討する（２－（２））。

併せて、そうした状況のもとでは上記のような役割を果たす経営幹部の

存在が不可欠であったとして、対象者を当該経営幹部に人選したことの妥当性を検討する。

加えて、対象者に係るトラブルが発覚した際の処理如何では、対象者を当該職務から解くことも考えられ、そうしていれば、情報漏洩の範囲の減少もありえたかも知れない。そこで、その点も検討する（2－（3））。

なお、本件事案の発生は、個人における倫理的ないし法的な規範意識のあり方に大きく依存するものであるが、制度上の問題としては、対象者による情報の取得経路との関係で、職務上知り得る法人関係情報その他の重要情報の管理態勢（Ⅲ－3）が問題となるとともに、対象者による情報の漏洩経路との関係で、経営幹部の職務時間内の行動、更には外形上職務に関連すると周囲から見られる行動の監視態勢（Ⅲ－4）とが問題となりうる。そこで、前者の管理態勢およびその運用に何らかの問題がなかったか否かを検討する（2－（4））。

2. 本件情報漏洩が発生した原因の検討

（1）対象者に対する教育・研修の検討

ア. 上記Ⅲ－5に記載のとおり、日興では、役職員に対して、法人関係情報の適切な管理やインサイダー取引の未然防止等をテーマとした研修を継続的に実施しており、対象者も参加している。また、SMB Cからの出向者に対して、着任時を含め、弊害防止措置、法人関係情報の管理等について、特に留意すべき点を中心にコンプライアンス研修を実施しており、対象者も参加している。

これに加えて、SMB Cにおいても、全営業店を対象にインサイダー取引防止をテーマとした勉強会を実施し、その理解度のテストを実施した上、「インサイダー取引防止に関する誓約書」を全役職員から徴求している。対象者も、SMB Cにおいて、平成21年8月に、インサイダー取引の具体的な事例等を示した勉強会に参加し、上記誓約書を差し入れるなどしていた。

イ. しかし、日興におけるこれらの研修には、銀行と証券会社のカルチャーの違いに着目した内容までは含まれていなかった。具体的には、情報を共有することでビジネスを推進していく銀行と、情報共有を可能な限り限定的にする証券会社との違いや、相対取引が中心となる銀行と、市場に影響を与えうる証券会社との違いに着目した内容とはな

っていなかった。

こうしたことから、対象者に対して、インサイダー取引規制違反を抑止するうえでの重要な環境要因であるマーケットの担い手としての矜持を十分に理解させ、体得させることができなかつたと思われる。このように、証券業務の特殊性に対する意識が対象者に醸成されていなかつたことも、本件事案の原因のひとつと考えられる。

(2) 当時の経営状況および職務上の地位の特殊性の影響の検討

ア. 日興は、SMB Cの傘下に入った平成21年10月以降、銀証連携というSMB C主導の経営戦略の下に、SMB Cとの緊密な協働により法人営業展開を進めることとなつた。しかしながら、SMB Cによる日興買収当初は、両社の組織間において互いの意思疎通を図るためのシステムが構築されていなかつたことから、両社それぞれのニーズに即して、SMB Cの法人顧客を日興に繋ぐとともに、両社間の効率的な業務の連携と融合を実現するための両社間の調整役が必要であつた。こうした調整役は、とりわけSMB Cの法人営業に精通しているとともに、SMB Cの法人営業の関係部署に影響力を及ぼしうる人材であることを要し、対象者は、かかるニーズに適任と判断されて日興に出向した人材であつて、現に期待される役割を果たしていたと評価される。

イ. しかしながら、一方において、対象者の役割が上記のようなものであり、対象者は、こうした期待に応じてさまざまな調整機能を果たし、ある意味で縦横無尽の活動をしたことから、とりわけ対象者の上司・部下を含む日興プロパーの社員にとって、対象者の職務内容は、これを一義的に把握することは困難で、外形上は広汎であるかのように映っていた。さらに、日興内部には、対象者について、日興を監視する役割を担ってSMB Cから派遣されたとの見方もあつた。

対象者については、このような職務上の地位の特殊性があつたことから、上記Ⅲ-4に記載したような、他の日興役職員とは異なつた特殊な行動があつても問題とされなかつた。

このように、対象者の地位・役割を巡る環境が、本件のごとき大胆な行為に及んでしまつた一因と考えられる。

(3) 対象者の人事上の取扱いの検討

- ア. SMB Cは、対象者を執行役員・投資銀行副本部長等とするよう日興に推薦し、日興は、対象者の氏名・経歴、ポストの連絡を受け、新会社の取締役会で決議を行った。日興としては、親会社であるSMB Cから推薦された人物を指定されたポストに所定の手続を経て受け入れたものであり、当時、人選側のSMB Cが有していた対象者に係る情報を前提とすると、対象者の人選および受入れについての当時としての手続自体には、問題はなかったと思われる。ただし、日興として、SMB Cから推薦された人物と事前に面談する等といった対応まではできていなかった。
- イ. また、対象者が日興に出向した後、対象者がSMB C勤務時代に担当した取引等に関し、SMB Cに対して外部からの苦情が2件寄せられており、SMB Cがその苦情の調査を実施したが、不芳な事態が判明しなかったこともあり、日興との間での情報共有がなされていなかった。
- 仮に、日興との間で対象者に関する苦情等の情報が共有されていれば、日興において対象者に対する監視を強め、これが牽制となり、対象者による情報漏洩を抑止していた可能性がある。

(4) 法人関係情報その他の重要情報の管理態勢等の検討

- ア. 上記Ⅲ－3に記載のとおり、日興では、本件情報漏洩が発生した当時、一定の法人関係情報管理態勢は構築しており、その後も業務改善計画等を通じて法人関係情報その他の重要情報の管理態勢を強化してきた。
- そのような中、対象者は、上記Ⅲ－1－(1)で明らかにしたように、投資銀行本部副本部長として、業務上、社内規程等に照らし問題のない手段によって取得できる状況にあった。
- イ. また、上記Ⅲ－1－(2)で述べたように、日興内でチェックの対象となっている情報伝達ツールを使用して本件情報を漏洩先に伝達した証跡は認められなかったこともあり、本件情報漏洩の経路は判明していない。
- ウ. 当時の法人関係情報の管理態勢は、上記Ⅲ－3のとおり、さまざま

な法人関係情報を取り扱うプロセス・仕組みが構築されていたものの、最終的には関係者の規範意識に依拠しているため、本件のように、法人関係情報を職務上取得できる地位にある者が、その地位を悪用し、意図的に日興内でチェックの対象となっている情報伝達ツールを使用せずに法人関係情報を外部に漏洩する場合、これを抑止することには一定の限界があると言わざるをえない。

- エ. ところで、本件情報漏洩が発生した当时には、売買管理部による社外メールのチェック（法人関係情報の伝達に関するモニタリング）は未実施であった。当時、日興において、こうしたチェック制度を実施していれば、一定の牽制となり、対象者による情報漏洩を抑止していた可能性があると思われる。ただし、平成24年2月からは、売買管理部が、法人関係情報の伝達制限の観点から、全役職員の社外送信メールのうち、一定のキーワード検索により抽出されたメールのモニタリングを行っている。

V. 再発防止策

1. SMBC出向者に対する研修の強化

法人関係情報の取扱い等について情報隔壁を設ける証券会社と、情報を共有することでビジネスを推進していく銀行とでは、カルチャーに大きな違いがある。そのため、SMBCから日興に出向するにあたっては、証券会社における法人関係情報の取扱い方等を浸透させることが重要であると考えられる。そのため、SMBC出向者が日興に出向するにあたっては、法人関係情報の管理の重要性や証券会社のカルチャーに関する職責等に応じた研修等を、入社時を含め、継続的に実施することが望ましい。

2. 役員に対する行動監視の強化

対象者は、ホールセール部門の立ち上げ間もない時期にSMBCとの調整役として行動してきたこと、役員には一般の職員と異なる大所高所からの行動が求められるため相対的に行動の自由が認められていたことから、他の役職員よりも自由に活動できる環境にあったと考えられる。

とはいえ、対象者が漏洩先および漏洩先関連会社を 62 回程度訪問していたことが判明したことから、対象者の行動を厳格に監視しておけば、これが牽制となり、対象者による情報漏洩を抑止できた、あるいは、本件事案を早期に発見できた可能性は否定できない。

このため、役職員の日常的な行動のチェックが可能となるような態勢を構築することが、今後の再発防止に繋がると考える。

また、現在は、内部監査部門による監査は役員を対象としていないことから、内部監査部門が、法人関係情報の管理状況を含めて役員に対する監査を実施することが望ましい。

3. 人事情報の共有

対象者が日興に出向した後、対象者のSMB C勤務時代の担当顧客からの苦情がSMB Cに寄せられ、SMB Cは、その苦情の調査を実施したが、不芳な事態が判明しなかったこともあって、日興に対してその情報共有はなされていなかった。仮に、その情報が日興と共有されていれば、日興において対象者に対する監視を強め、対象者による情報漏洩を抑止できた、あるいは、本件事案を早期に発見できた可能性がある。

そのため、SMB Cからの出向者が不芳事態の調査を受けている場合などにおいては、SMB Cと日興の人事部同士で、出向者の不芳情報を共有することが望ましい。

4. 法人関係情報管理態勢の維持・向上

本件は、故意に法人関係情報を漏洩していた疑いが濃厚であり、現時点では日興内でチェックの対象となっている情報伝達ツールを使用し情報漏洩した形跡は確認できていない。また、当時の法人関係情報の管理態勢の不備が本件の発生に直接的につながったと確認できる事実も見当たらないことから、まずは、日興が平成 24 年 4 月 20 日に行政処分を受け同年 5 月 18 日に提出した業務改善計画を着実に実行するとともに、今後も管理態勢を強化・改善していくという姿勢を保持することが重要と考える。

また、法人関係情報の取扱いに関する意識を常に醸成することは、法人関係情報の漏洩防止に有効と考える。

以上

当社の対応について

1. 本件を踏まえた改善策

調査委員会からの本件に関する再発防止に係る提言も踏まえ、以下の改善策を実施致します。なお、今後の実施状況につきましては、社長を委員長とし、内部管理統括責任者、関係役員等で構成される委員会を新たに設置し、その進捗と実効性について検証を行ってまいります。

(1) 証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底

- ① 証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員へ直接登用することの原則禁止
(実施時期:平成 24 年 9 月予定)

社外から証券業務の未経験者を法人関係情報取得部門*の役員(取締役及び執行役員)に原則として直接登用せず、証券会社特有の情報管理ルール等に精通させる期間を確保するため、原則として3か月以上、法人関係情報取得部門以外に配属することといたします。なお、証券業務の経験者など証券会社の業務を遂行する上でのコンプライアンスの意識が十分にあると考えられる者は、対象外といたします。

* 資本市場統轄配下(統轄を含む、以下同じ)、事業法人・投資銀行統轄配下、金融・公共法人統轄配下、総合法人統轄配下の役員(取締役及び執行役員)、大阪駐在、名古屋駐在

- ② 中途入社役社員に対するフォローアップ研修の強化(実施時期:平成 24 年 9 月予定)

入社時の研修の充実に加え、証券業務特有の法人関係情報の管理をはじめとするコンプライアンス意識の徹底のため中途入社役社員に対しては継続的にフォローアップ研修を実施してまいります。

(2) 中途入社(出向者を含む)の執行役員以上の役員登用の手続きの明確化

- ① 役員面接の実施(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

中途入社で役員登用する際は、親銀行を含むグループ会社からの出向者であったとしても当社経営層による面談を実施し、登用に関し問題がないか確認を致します。

② プロフィールの事前チェック(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

従来から役員選任時には候補者の履歴については確認しておりましたが、親銀行を含むグループ会社出身者の場合には、人事部同士の情報共有を今まで以上に密に行い、不芳情報がないか等の確認を致します。

(3) 役員の行動管理

① 内部監査部門による役員(取締役及び執行役員)の監査の実施(実施時期:平成 24 年 9 月予定)

現在、役員に関する監査は、監査役が、取締役面談、主要稟議内容閲覧、取締役・執行役員の交際費使用状況確認、取締役からの業務執行確認書徴求等を行っておりますが、それに加えて、従来、社員を対象としていた内部監査部門による監査の対象範囲を役員(取締役及び執行役員)に拡大し、内部監査部門が役員(取締役及び執行役員)に対しても文書情報の管理、社外メールの送信等法人関係情報を含む情報セキュリティ管理、接待贈答費等の経費管理等の検証を行ってまいります。また後述②の役員行動監視機能の強化が適切に行われているかについても監査いたします。

② 役員行動監視機能の強化(実施時期:平成 24 年 10 月予定)

役員秘書を役員直属の部下とすることを廃止し、現在複数の組織に配置されている役員秘書を一つの組織に統合いたします。役員秘書は、日常的な秘書業務の中で、チェックリスト等を用いて定期的に役員の行動を当該組織の長に報告するとともに、役員の行動把握に困難を感じる等の不自然な事態が生じた場合には当該組織の長に報告します。報告を受けた当該組織の長は、コンプライアンス部門担当役員等と連携し、役員の行動を確認する等、モニタリングを実施してまいります。

(4) 出向者の不芳情報に係る情報共有(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

親銀行を含むグループ会社からの出向者に関しては、人事交流・評価等の際の人事情報の共有に加え、定期的に半期に一回、当該出向者に係る不芳事態の発生の有無等について情報共有を行います。これに加え、当該出向者が出向元で不芳事態の調査を受けている場合には、随時、人事部同士で情報共有を行い、当社における不芳行為の拡大を防止するように努めてまいります。

(5) インサイダー取引防止へのさらなる意識付けの強化

- ① 社員のインサイダー取引関与等により当社に生じた損害を当該社員に賠償請求することの明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

当社社員がインサイダー取引へ関与したこと等により、当社が損害を蒙った場合、その損害を当該社員に賠償請求する方針を具体的に例示して明文化し、インサイダー取引への関与は a.発覚すること、b.解雇処分となること、c.損害賠償を求められること、の3点をわかりやすく社員に周知徹底することにより、社員の不正防止への意識付けを強化いたします。

- ② 業務上必要のない法人関係情報を取得しようとする行為の禁止等の明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)

内部者取引管理規程を改正し、役社員は、業務上正当な必要性がないにもかかわらず、法人関係情報を取得しようとしてはならないことを明記いたします。また、社内外から不当に法人関係情報又はそれを推知させる情報の提供を求められた場合には、直ちに内部管理責任者等に報告することも内部者取引管理規程に明記いたします。コンプライアンス部門では、報告に基づき、状況を確認の上、必要に応じ、社外に対しても情報提供の停止や取引の謝絶等、適切に対応いたします。

(6) 業務用携帯電話への通話録音機能の導入(実施時期:実施計画策定中)

モニタリング強化のため、現在実施中の固定電話の録音に加え、パブリックサイド*の営業部署では、業務用携帯電話に録音機能を導入することを計画しております。また、導入にあわせて私用携帯電話の業務利用禁止について改めて周知徹底いたします。

*主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をプライベートサイドといい、それ以外の部署をパブリックサイドといいます。

2. 社内処分

代表取締役会長	相京 重信	役員報酬 30%の減給	4 ヶ月
代表取締役社長	渡邊 英二	役員報酬 30%の減給	4 ヶ月
代表取締役副社長	河本 尚之	役員報酬 25%の減給	4 ヶ月
その他役員 2 名		役員報酬 20%~10%の減給	3 ヶ月

以 上